

# 役員報酬等の規定

社会福祉法人三共会

# 役員報酬等に関する規定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人三共会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務にかかわった時の諸経費について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規定の役員等とは、法人の理事、監事及び顧問等をいう。

## 第2章 報酬等

### (報酬)

第3条 継続、定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を勘案、評価し、役員等報酬表に定める号俸により支給する。

ただし、理事会の承認を必要とする。

2 前項に該当しない役員等が理事会、評議委員会へ出席したとき、その他の会議、法人の業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

#### (1) 理事、監事、顧問

1日 4時間未満 10,000円

1日 4時間以上 15,000円

3 報酬額は、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを勘案し、見直すことができる。

4 役員等において、施設、本部事務局の職を兼務するものには、第1項及び第2項は適用しない。ただし、職員給与に加え役員兼務手当を次のとおり支給することができる。

(1) 理事長、業務執行理事

月額 20,000円

(2) 理事

月額 10,000円

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項が適用される役員等報酬の支払いは、施設職員賃金規定と同様とする。

(2) 第3条第2項が適用される役員等報酬は、その都度、手渡しにより支払う。

(交通費)

第5条 役員等が理事会、その他会議等及び法人業務に携わったときの交通費は次のとおり実費を支給する。

(1) 第3条第1項が適用される役員等の交通費は、あらかじめ提出される通勤届に基づく実費を出勤日数にて支払う。ただし、施設賃金規定の上限額を超える場合は理事会の承認を必要とする。

(2) 第3条第2項が適用される役員等の交通費は、通勤届に基づく実費もしくは支払の証明できる領収書等により、その都度支払う。

2 役員等において、施設、本部事務局の職を兼務するものには、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 理事会、評議員会、その他の会議等への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等により実費を支給する。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は交通費、宿泊費、日当及び雑費と区分して次のとおり支給する。

- (1) 交通費は鉄道、船、車、航空の運賃（急行、特急料金、指定席料等を含む。）に要した費用を支給する。
- (2) 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕食朝食費、付随する税およびサービス料とし、宿泊数に応じて支給する。
- (3) 日当は宿泊数に応じて1日5,000円支給する。
- (4) 雑費は出張中の用務に支出した通信費、物品輸送費、その他の費用をその用途が明記された領収書等により実費を支給する。
- (5) 参加費等の費用が別途支給されたときは、重複する出張旅費は支給しない。

(出張旅費の概算払い)

第8条 出張旅費は出発前に予定額の範囲で概算払いを受けることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は、出張終了後速やかに領収書等を添付して出張旅費を清算する。また、概算払いを受けた場合も同様とする。

### 第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は次の基準に在任期間の年数を乗じて算出した金額とすることができる。

- (1) 理事長  
在任期間1年につき 30,000円
- (2) 理事、監事、評議員  
在任期間1年につき 20,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てる。

(支給の方法)

第11条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において支給する。

(控除)

第12条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税等及び退任する役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

## 第5章 慶 弔

(受賞祝い金)

第13条 役員等が社会福祉事業等に関する功勞により、国、自治体等から表彰等を受けたときは、別表1に定める祝い金を支給する。

(傷病見舞金)

第14条 役員等が傷病により継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第15条 役員等が火災、水害その他不治の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第16条 役員等が死亡したときは、別表2に定める弔慰金を支給する。なお、葬儀に際し生花等を供えることができる。

(香華料)

第17条 役員等の親族が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給する。なお、葬儀に際し生花等を供えることができる。

## 第6章 附則

(改正)

第18条 この規定を改正、廃止するときは、社会福祉法人三共会の評議員会の承認を必要とする。

この規定は平成29年6月22日により施行する。

この規定は平成29年12月13日により改正する。

# 役員等報酬表

平成28年4月1日

号 俸	支 給 基 準 額 (月額)
1号俸	50,000円
2号俸	100,000円
3号俸	150,000円
4号俸	200,000円
5号俸	250,000円
6号俸	300,000円
7号俸	350,000円
8号俸	400,000円
9号俸	450,000円
10号俸	500,000円
11号俸	550,000円
12号俸	600,000円
13号俸	650,000円
14号俸	700,000円
15号俸	750,000円
16号俸	800,000円
17号俸	850,000円
18号俸	900,000円
19号俸	950,000円
20号俸	1,000,000円
備 考	

## 別表1 祝金及び見舞金

平成28年4月1日

区分	支給基準額	備考
受賞祝金	10,000円以上30,000円	
傷病見舞金	私傷病見舞金 10,000円	
	業務上傷病の見舞金 30,000円	
災害見舞金	10,000円以上50,000円	

## 別表2 弔慰金

平成28年4月1日

区分	支給基準額	備考
理事長	100,000円	
理事 監事 評議員 顧問	50,000円	

## 別表3 香華料

平成28年4月1日

区分	支給基準額	備考
理事長	100,000円	
理事 監事 評議員 顧問	50,000円	